

2009（平成 21）年 5 月 22 日

学校法人 北陸学院

理事長 楠 本 史 郎 殿

監 査 報 告 書

学校法人 北陸学院

監事 大 杉 弘

印

監事 小 川 洋 巧

印

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人北陸学院寄附行為第 22 条の規定に基づき、学校法人北陸学院の 2008 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務の状況及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

理事会及び常務理事会に出席し、理事、事務局長等から業務の執行状況を聴取するとともに関係資料を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、あずさ監査法人から監査状況の報告を受けるとともにそれらを参考として計算書類等に検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 学校法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財産目録，貸借対照表，収支計算書及び事業報告書は，法令及び寄附行為に従い正しく示しているものと認めます。

以上